

山陽小野田市農業委員会

第 2 4 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 2 8 年 6 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 1 0 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1 7	上 田 進
会長職務代理者	1 3	川 空 忠 男
委 員	1	松 村 孝 子
	2	大 田 チズ子
	3	中 富 高 義
	4	田 中 覺
	5	眞 鍋 喜久夫
	6	篠 原 佐二郎
	7	齊 藤 勇
	8	高 畑 憲 二
	9	伊 藤 周 作
	1 0	二 井 太刀男
	1 1	福 間 武 勝
	1 2	木 村 芳 則
	1 4	村 上 俊 治
	1 5	縄 田 國 和
	1 6	田 尾 光 一
	1 8	辻 村 勝 好
	2 0	中 重 壽
	2 1	長谷川 邦 夫
	2 2	山 本 シゲ子
	2 3	松 本 隆 博
	2 4	水 津 治
	2 5	重 永 達 記

4. 欠席委員

1 9 花 本 徳

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第89号 農地法第3条 権利の移動

議案第90号 農地法第4条 転用

議案第91号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第92号 現況証明願い

議案第93号 山陽小野田市農業委員会委員の辞任の同意について

報告第46号 水田埋め立て畑地造成事前申し出について

報告第47号 農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第94号 農地利用集積計画について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿 武 恒 美

事務局次長 幡 生 隆太郎

7. 会議の概要

議長	只今より第24回山陽小野田市農業委員会総会を開会します。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員は19番花本委員です。それでは議事日程のとおりに進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。本日の議事録署名委員は23番松本委員と25番重永委員にお願いします。会議書記は事務局です。 それでは議事に入ります。議案第94号農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長 農林水産課	議案の訂正が1件ございます。 議案第94号の農用地利用集積計画の整理番号83です。利用権の設定を受ける、□□□□さんの耕作面積が2,116㎡になっていますが、正確には3,058㎡になります。申し訳ございませんが、よろしくお願いします。
局長	議案第89号番号27について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が山口市□□□□番地6、□□□□。譲受人が大字□□□□番地1、□□□□。土地の表示が大字□□□□番地1、地目が田。面積が331㎡の用途地域内で、売買による所有権移転です。本案件は自宅近くの畑を譲り受け、農業を営もうとするものです。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議の程お願いします。
議長 5番	現地調査報告をお願いします。 2ページをご覧下さい。□□□□のところになりますが、□□□□の前になります。現地は草が生えており、草を刈り、たい肥にして自家菜園として有機野菜を作るということです。国道の上に畑を作っておられますが、坂道があつて大変だということで、申請地で畑を作りたいということです。迷惑になるようなことはございませんでした。雨水は隣の水路に流れます。ご審議の程よろしくお願いします。
議長 14番 5番	何か質問はございませんか。 申請地の下に□□□□さんの畑と雑種地がありますが、現状はどのような状態ですか。 畑を作っています。

1 4 番	現状は畑になっているのですね。
5 番	草もきちんと刈っておられます。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 2 7 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第 8 9 号番号 2 7 については承認といたします。次に議案第 9 0 号農地法第 4 条による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第 9 0 号番号 2 4 について議案書をもとにご説明いたします。申請人が大字□□□□番地 1、□□□□。土地の表示が□□□□番 1 0 7、外 2 筆。地目が畑、面積が 9 9 5 m ² の用途地域内です。転用の目的は共同住宅及び駐車場です。本案件は住宅化の進行する申請地に、共同住宅及び駐車場を建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内の第 3 種農地と判断されます。ご審議の程よろしくをお願いします。
議長	現地調査報告をお願いします。
5 番	□□□□の南側、□□□□側になりますが、□□□□会社の真向かいに現地はございます。雨水等は既設の側溝に、下水は北側の公共下水に接続しますので問題はございません。現在はブルーベリーが植えてありました。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 2 4 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第 9 0 号番号 2 4 については承認といたします。次に議案第 9 1 号農地法第 5 条による許可申請について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第 9 1 号番号 9 2 について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が□□□□番 6 号、□□□□。譲受人が□□□□番 4 号、有限会社□□□□。土地に表示が□□□□番 2、外 3 筆。地目が田、面積が 9 9 0 m ² の用途地域内です。転用の目的は宅地分譲です。本案件は、住宅化の進行する申請地に、宅地分譲 5 区画を建設しようとするものです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内の第 3 種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。 現地調査報告をお願いします。
議長	1 3 ページをご覧ください。□□□□といいまして、県道の西側には□□□□があります。この周辺は住宅街になります。現地は草が生えており、今のままでは苦情が出てくるのではないかと思います。境界の杭も確認しました。汚水につきましては公共下水が通っ
9 番	

	ております。雨水につきましては道路の側溝に流すようになっております。環境整備、農地の有効利用ということを考えたとき、仕方が無いと考えました。
議長	何か質問はございませんか。
1 4 番	周りが宅地になっていて、田として残っているのはおかしいのではないか。課税の方はどうなっているのですか。
局長	登記簿地目が田、課税が田となっております。
1 4 番	課税が田でいいのですか。雑種地ではないですか。
1 8 番	東側にも休耕田がありますが、入る道が狭く、田を作ろうと思っても作りにくい場所です。田を作る上では環境が良くない所だと思います。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 9 2 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成)
	全員賛成により議案第 9 1 号番号 9 2 については承認といたします。続いて、番号 9 3 について事務局より説明を求めます。
局長	議案第 9 1 号番号 9 3 について議案書をもとにご説明いたします。貸付人が大字□□□□番地、□□□□。借受人が東京都□□□□番地 8、株式会社□□□□。土地の表示が大字□□□□番、地目が田。面積が 5 3 7 m ² の用途地域内です。転用目的は駐車場及び駐輪場です。本案件は、手狭になった駐車場の拡張及び駐輪場の建設を行うものです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内の第 3 種農地と判断されます。ご審議の程お願いいたします。
議長	現地調査報告をお願いします。
9 番	1 6 ページをご覧ください。□□□□というところです。□□□□線の近くに□□□□があり、その□□□□の南側に位置する所でございます。□□□□店の北側の農地と賃借するというものです。□□□□店が繁盛し、交通量も増え、満車状態が何回かあるということで今回申請がなされました。賃借料は年間 1 6 0 万だそうです。雨水は農業用排水路に流します。1.7 m 地上げをし、現在のフロアに合わすそうです。貸付人の□□□□さんは田を作らなくて良いので喜んでおられました。
議長	何か質問はございませんか。
1 5 番	1 7 ページを見ると、申請地の隣の□□□□は地目が田となっているが□□□□になっていますよね。
事務局	□□□□になっているので地目は変わっています。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 9 3 について賛成の方の挙手を求めます。

	(全委員 賛成) 全員賛成により議案第 9 1 号番号 9 3 については承認いたします。続いて、番号 9 4 について事務局より説明を求めます。
局長	議案第 9 1 号番号 9 4 について議案書をもとにご説明いたします。譲渡人が大字□□□□番地 6、□□□□、外 3 名。譲受人が□□□□番地 1、株式会社□□□□。土地の表示が□□□□番 1、地目が田。面積が 3, 0 9 0 m²の用途地域内です。転用の目的は共同住宅用地です。本案件は、宅地化の進行する申請地を取得し、共同住宅用地の建設を行うものです。申請地は都市計画法に規定する用途地域内の第 3 種農地と判断されます。なお、都市計画法に規定する開発許可と同時施行とします。 ご審議の程お願いいたします。
議長 9 番	現地調査報告をお願いします。 2 0 ページをご覧ください。西側に□□□□がございます。□□□□のところに□□□□があり、そこから南下したところに現地がございます。昨年までは□□□□の方が稲作をされておられました。□□□□では草を刈れば音がうるさいということで苦情が出、トラクターについた泥が落ちていたら苦情が出るといったように、とても難しい場所でした。真面目に耕作されていましたが、作る気力が無くなったということで所有者に返されたそうです。土地の処分に困っていたところ、不動産屋から話があり売ることになりました。境界はきちんとしており、雨水については農業用排水路に流します。汚水は公共下水が通っているのでそこに流します。所有者の 4 名は兄弟です。財産を分けるそうです。□□□□番の□□□□さんの田も作っておらず、農業委員会の方でどうにかならないかといった話がありました。先ほどの□□□□の話のような場所ですので難しい土地です。不動産屋の話もあるので将来的には田んぼは無くなるのではないかと思います。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号 9 4 について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第 9 1 号番号 9 4 については承認いたします。次に議案第 9 2 号現況証明願いについて上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第 9 2 号番号 3 3 について議案書をもとにご説明いたします。申請人が□□□□番 1 0 号、□□□□。土地の表示が大字□□□□番、地目が畑。面積が 5 5 1 m²の農用地外です。現況は山林となっております。本案件は昭和 2 3 年ごろから耕作を止めた農地

で、現在竹及び雑木が茂っている状況にあります。今後農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。ご審議の程お願いいたします。

議長 9 番 現地調査報告をお願いします。

30 ページをご覧ください。□□□□という地域です。昭和23年頃から畑を作っておらず、67年くらいそのままの状態にしていたようです。大きな木や、竹がたくさん生えており、畑としての姿は一切ありません。申請地の周りも山林でしたが、境界がわかるように刈ってありました。完全な山林でした。

議長 18 番 何か質問はございませんか。

30 ページの上の方に□□□□というのがあり、31 ページには株式会社□□□□があるがどちらが正しいですか。

局長 左側は住宅地図で、住宅地図に所有者の名前が書いてあるとは限りません。右側の地籍図には所有者が載っているので、違いがあるのだと思います。

18 番 どちらも正しいということですね。

局長 そうです。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。番号33について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全員賛成により議案第92号番号33については承認といたします。次に議案第93号山陽小野田市農業委員会委員の辞任の同意について上程します。事務局より説明を求めます。

局長 議案第93号についてご説明いたします。平成28年5月10日付で□□□□委員の辞任願が提出されました。農業委員会等に関する法律第16条に基づき同意を求めるものです。

議長 何か質問はございませんか。

15 番 病気ですか。

局長 辞任願が出される前から体調不良ということを聞いておりまして、5月10日提出されました。

15 番 入院しているのですか。

局長 入院はしていません。

3 番 □□□□委員は耕作地をたくさん持っておられて、急に農業を辞めたらどうなるのですか。

局長 □□□□委員が借りて作っている農地につきましては、身内の方が解約をして所有者の方に返しました。作れないので花本さんに貸していたので、その部分につきましては、土地改良区や農業関係役員さんが中心になって耕作者を探していこうとしているところで

す。□□□□さんの農地は、認定農業者が今年は作付けが出来ないので管理をし、来年から作付けをするといった話を聞いております。その他にも無契約で耕作された土地もあったように聞いております。それについては、先ほど言いましたように土地改良区や農業をされる方が中心になって地域で農地を守っていこうと聞いておりますし、農業委員会も話の中に入って農地が守れるように進めております。

23番 農業委員は地区ごとに分担を割り当てられていますが、その点については事務局としてどうするのですか。

局長 本日も会議が終わってから話をしたいなと思う方がいらっしやいます。□□□□の農業委員、□□□□の農業委員がいますが、その真ん中にあたるのが□□□□委員の担当地区です。協議をして振り分けたいと思います。

議長 他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第93号について賛成の方の挙手を求めます。

(全委員 賛成)

全員賛成により議案第93号については承認いたします。次に報告第46号水田埋め立て畑地造成事前申出について上程します。事務局より説明を求めます。

局長 報告第46号番号17について議案書をもとにご説明いたします。申出人が大字□□□□番地1、□□□□。土地の表示が大字□□□□番、地目が田。面積が1,360㎡の農用地内です。利用の計画は果樹園です。本案件は稲作を止めて放置していた土地であり、今後果樹を植えて管理しようとするものです。ご審議の程お願いいたします。

議長 現地調査報告をお願いします。

5番 現地は□□□□から400mくらい行ったところから右に上がって□□□□号線に抜ける道がございます。西側の山の方に200mほど行きますと現地がございます。機械が入る道もなく耕作が出来ないような場所です。草を刈って焼いておられました。栗の木等を植えて果樹園にするそうです。上にため池はありますが、機械が入れないので果樹園として管理するそうです。現地の下の方も荒れていました。問題となる事案はございませんでした。

議長 何か質問はございませんか。無いようでしたら報告第46号の審議を終わります。次に報告第47号農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出について上程します。事務局より説明を求めます。

局長 報告第47号番号4について議案書をもとにご説明いたします。

	転用者が大字□□□□番地5、□□□□。土地の表示が大字□□□□番1、地目が田。面積が783㎡の内189㎡。転用内容は農機具倉庫です。本案件は自宅に隣接する農地に農機具用倉庫及び苗・道具置き場を建設しようとするものです。ご審議の程お願いいたします。
議長	現地調査報告をお願いします。
5番	現地は□□□□交差点から□□□□に行ったところに□□□□のバス停があり、その近くになります。農機具倉庫や苗置き場をつくるということです。1.8mほど埋め立てが必要だと思いますが、問題はございません。雨水も側溝を通して□□□□川に流すそうです。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたら報告第47については審議を終わります。次に報告第48号農地法第18条第6項の規定による通知について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	報告第48号、今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号83の1件です。現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。
議長	何か質問はございませんか。無いようでしたらこれで報告第48号の審議を終わります。次に議案第94号農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局より説明を求めます。
局長	議案第94号農用地利用集積計画(案)について説明します。山陽小野田市長から平成28年6月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、整理番号80番から89番までの10件、24筆、33,004㎡でございます。ご審議の程お願いいたします。
議長	何か質問はございませんか。
8番	貸す人と借りる人の間で話し合いはしていると思いますが、水利の関係でもめることがあります。水利組合に確認をしたり指導したりすることはありますか。
農林水産課	利用権設定に関し、水利関係の確認項目はありません。窓口での受付の際に、貸し手、借り手の双方から水利組合との関係や水利の管理をどのようにするか等を確認し、水利組合に話をするよう指導していきたいと思っております。よろしく申し上げます。
議長	他に質問はございませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第94号について賛成の方の挙手を求めます。 (全委員 賛成) 全員賛成により議案第94号については承認といたします。

議長
事務局

次にその他について事務局よりお願いします。

遊休農地についてご説明いたします。資料1をご覧ください。農地法第30条の規定により、昨年の9月から約4か月間実施しました市内全域の農地の利用状況調査で「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作も目的に供されないと見込まれる農地」いわゆる「遊休農地」と判断された農地の所有者に対して、同じく農地法第32条の規定により、利用意向調査を実施いたしました。農業委員の皆様にも、本年3月に担当地区の遊休農地の所有者の皆様に対して調査書を配布していただき、現在約7割の方から回答をいただいているところであります。最初にお手元の資料1の2ページをご覧ください。表題には「農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要」とあります。農地法では、その第36条で遊休農地所有者が回答を行ってから半年を経過しても、その意向どおりの農地の利用が図られていないときは、農業委員会はその所有者に対して農地中間管理権の取得に関して農地中間管理機構との協議を勧告することとなっております。簡単に申しますと、農業振興地域内の遊休農地について意向どおりの利用が図られていないときは農地中間管理事業の活用について、農業委員会が遊休農地の所有者に対して催促を行うというものであります。お手元にA3サイズの資料2を配布しています。その1ページに「農地中間管理機構」や「農地中間管理事業」の解説がございますので、後刻ご覧いただければと思います。前置きが長くなりましたが、この度農業委員の皆様には是非お願いしたいことは、資料1の1ページの文書と資料2を担当区内の遊休農地所有者に配布していただくということであります。資料1の1ページの文書は、簡単に申せば速やかにご意向どおりの農地の利用を図っていただくよう勧奨するものです。この中で固定資産税の課税強化という言葉が出てまいりました。次に資料の3ページをご覧ください。表題は「遊休農地の課税の強化」とあります。対象となる農地は、先に説明をした農業委員会から勧告を受けた農業振興地域内の遊休農地です。すなわち、遊休農地についてご意向を回答されない所有者の方、また回答されてもご意向どおりの農地の利用をされない方が対象となる訳ですが、実は現時点では対象となる遊休農地の範囲については、県と農政局の方で検討中であり、はっきりした回答が得られていないというのが実情です。先般、県の方から少し状況の説明を受けましたが、現実の問題として対象となる全ての遊休農地について勧告を行うこととなると、相当の数に上り対応が非常に困難になるということで、対象とするのは「農地中間管理事業の対象となる遊休農地となるのではないか。」と聞

いております。もう一度、パンフレットの8ページをご覧くださいとQ&Aの中に「どんな農地でも借りてくれるのですか」とありますが、そこに記載してあります借り受けの基準が課税強化の対象となる遊休農地となるのではないかと思います。しかし、正式な回答はまだ出されていないというのが現状でありますので、ご理解をお願いします。資料3ページにかえっていただき、真ん中よりやや下の辺りに「課税強化の手法」という項目がありますが、課税強化の内容はそこに書いてあるとおり固定資産税の評価額が1.8倍になるというものです。先に税務課の方で農地の評価額を問い合わせたところ、平均で1㎡当たり30円ということですので、仮に3反の遊休農地が課税強化の対象となった場合、30円×3,000㎡は90,000円、この90,000円に1.8を乗じた162,000円が評価額となり、評価額がそのまま課税標準額になるとして、これに税率の1.4%を乗じた2,200円が課税強化後の税額となります。30円というのはあくまでも平均でありますので、場所によっては高低があります。平均値で計算すれば、そのようになるとご理解をいただければと存じます。農地法に基づく遊休農地に関する措置が前進しようとしているわけですが、その前に遊休農地の所有者を対象として情報提供も含めて、遊休農地の活用を勧奨するというのが、この度、農業委員さんをお願いすることの趣旨であります。ご多忙のところ恐縮でございますが、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、農業委員会の改革についてご説明いたします。平成27年に農業委員会等に関する法律が改正され、本年4月1日に施行されました。この間、任期満了を迎えた農業委員会ではこの改正農業委員会法に基づく農業委員会がスタートしています。県内では、岩国市と阿武町が新しい体制で業務を開始しており、防府市では新体制に向けた条例の整備などが進められています。今日は農業委員会総会で少しお時間をいただき、お手元のパンフレットなどを使いながら農業委員会改革の概要をご説明したいと思います。お手元のパンフレット2ページ、3ページをご覧ください。今回の制度改正のポイントは、1点目として農業委員会の役割「農地等の利用の最適化の推進」として強化される。2点目として農地利用最適化推進委員が設置される。3点目として農業委員の選出方法が変わるというものです。まず3ページの農業委員の選出方法の変更について説明いたします。これまでは、農業委員は公職選挙法に基づく公選制でしたが、次回の改選から市長による任命制になります。任命に当たってはまず、あらかじめ地域の農業者等の中から候補者の推薦を求め、

公募も行います。この推薦、公募の結果により市長は農業委員を選出し、議会の同意を得て任命することとなります。この農業委員の過半は、認定農業者であることが求められています。また、農業委員会に利害関係のない者も1人以上含めることも求められています。利害関係のない者としては、弁護士、司法書士、行政書士、元教員、元公務員などを想定しています。さらに、青年や女性の登用も積極的に行うことが求められています。農業委員の定数の上限は、現在のところ山陽小野田市は19人を想定しています。次に2ページの下段、農地利用最適化推進委員を新たに設置することとなります。この推進委員は農地利用の最適化の推進体制の強化を図るため、熱意と識見を有する者の内から、農業委員会が委嘱します。農地利用の最適化に関して地域での現場活動を行います。農地面積100haに1人の割合で委嘱しますので、山陽小野田市の場合、現時点では20人が上限となります。これまでの説明の中で「農地利用の最適化」という文言が多数出てきましたが、最後に農地利用の最適化について説明いたします。前回の総会で「農業委員は単に農地法の番人であってはいけない。」とのご意見が出されました。今回の制度改正の最大のポイントは、この「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の役割として義務付けられたところです。従来の農地法第3条、第4条、第5条の許可、農地利用集積計画の決定などのほかに、この「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の業務として位置づけられました。具体的には、2ページの中段に大きく1、2、3と3つ役割が挙げてあります。第1点は「担い手への農地利用の集積、集約推進」です。2点目は「耕作放棄地の発生防止と遊休農地の解消の推進」です。3点目は「新規就農などの農業参入者の支援」です。これらの成果を上げるために、農業委員会は農業委員と推進委員が連携し、出し手農家などを訪問するなどして農地中間管理事業の活用を促進し、担い手とのマッチングや新規参入者への支援などを積極的に行っていくことになります。最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。まず、この度の農業委員会改革に伴う農業委員と推進委員の定数を内定します。山陽小野田市の定数の上限は農業委員が19人、推進委員が20人となりますが農地利用の最適化の目標や市の財政状況などを勘案して、その範囲内で定数を確定させます。次に農業委員と推進委員の報酬の額を内定します。いずれも、国から県を介して交付金が交付されることとなっております。これまでの報酬総額や交付金の限度額、他市の状況などを調査検討し、必要に応じて特別職等報酬審議会にも諮問して、報酬の額を確定させます。その後、市長においてそれぞれ

の条例の改正案を議会に提案し、成立させます。12月市議会定例会での提案を予定しています。条例が定まれば、次に農業委員の推薦、公募に入ります。さまざまな調整も必要となってまいります。また、市長選なども挟みますので、出来れば年度内、翌年2月から3月に推薦・公募を行い、市長において6月の市議会定例会に農業委員の同意案件を提案し、同意を得て任命することを考えております。現農業委員の任期満了は来年7月19日です。したがって、7月20日付けで市長が新農業委員を任命し、その後の最初の総会で推進委員を委嘱して新体制が本格的にスタートすることとなります。詳しい内容は5ページ以降に掲載されていますので、後刻ゆっくりとお目通しいただきますようお願いし、甚だ簡単ではございますが、農業委員会改革についての説明を終わります。

次回の現地審査は6月5日（火）9時から、村上委員、二井委員でお願いします。総会は7月11日（月）13時30分から保健センター2階集団指導室で行います。

議長 以上をもちまして第24回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

（起立、礼）

お疲れ様でした。

閉会 15時10分

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
23番委員

議事録署名委員
25番委員